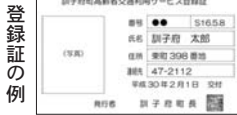


利用登録の流れ

高齢者ハイヤー利用サービスまたは路線バス高齢者利用支援事業に…

▶登録している方

「登録証」をそのまま利用できますが、「利用券」の申請が必要です。
※申請時に印鑑が必要です。



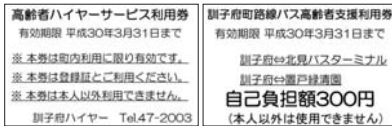
▶登録していない方

- ①役場企画財政課窓口へ申請書を提出します。
 - ②企画財政課から「登録証」と「利用券」を郵送します。
- ※本人が申請に来られない場合は、代理申請もできます。

○利用登録に必要なもの

- ・利用登録申請書
- ・顔写真（縦 3.5 cm × 横 2.5 cm）
- ※申請時に無料で撮影ができます
- ・印鑑（認印）
- ・身分証明書（健康保険証・運転免許証など）

利用券の例

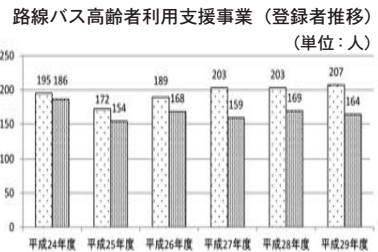
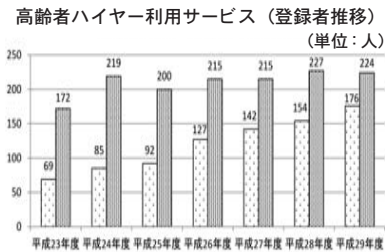


※利用促進を目的に制度を拡充しました

サービス名	内容	平成 29 年 4 月 1 日から
高齢者ハイヤー利用サービス	利用券交付	希望者には 60 枚を上限に追加交付を行う (合計 120 枚)
	サービス利用時	利用券 1 枚で誰とでも相乗り可能
路線バス高齢者利用支援事業	利用券交付	希望者には 60 枚を上限に追加交付を行う (合計 120 枚)

- ・お持ちの利用券が 5 枚以下になった場合、追加交付申請が可能となります。
- ・利用券の追加交付を希望される場合は申請が必要です。希望される方は、印鑑をご持参のうえ、企画財政課までお越しください。
- ・利用券の追加交付は、各サービス年度内一度限りとなります。

高齢者利用サービスの実績



※平成 29 年度は、12 月末までの数値です

平成 29 年度 実利用人数

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
高齢者ハイヤー利用サービス	64	68	65	61	74	65	59	65	90
路線バス高齢者利用支援事業	92	89	95	86	81	95	95	91	83

詳しい内容については、企画財政課 (☎ 47-2115 役場 2 階 窓口 12 番)

高齢者交通利用サービスの活用で快適な暮らしを

高齢者の足の確保充実をめざして

現在も多くの高齢者の方に利用していただいている高齢者交通利用サービスをご紹介します。
町では、車などの移動手段を持たない高齢者の足を確保するため、町内在住の 75 歳以上の方を対象に、訓子府ハイヤーを利用した町内の移動であればどこまで乗っても初乗り運賃 (550 円) で利用できる「高齢者ハイヤー利用サービス」と北海道北見バス㈱が運行する訓子府町内から置戸緑清園区間、北見バスターミナル区間を 300 円で利用できる「路線バス高齢者利用支援事業」を行っています。

高齢者ハイヤー利用サービス

訓子府ハイヤーを町内で利用したときに、町内のどこまで乗っても初乗り運賃 (550 円) で利用できます。

■利用の流れ

- ①「登録証明書」と「利用券」を持って、ハイヤーに乗ってください。
※「利用券」は 1 回の乗車につき 1 枚必要です。(往復の場合は 2 枚)
 - ②ハイヤーに乗ったときに、運転手に「登録証」を見せてください。
 - ③降りるときに「利用券」と「初乗り運賃 (550 円)」を運転手に渡してください。
- ※料金はメーター表示額に関わらず、550 円を現金で支払います。
※550 円を超えた運賃は町が負担します。市街地などの利用で運賃が 550 円を超えない場合は、サービスの該当になりませんのでご注意ください。
※利用券 1 枚で誰とでも相乗りが可能です。



路線バス高齢者利用支援事業

北見バスの「訓子府町内⇄置戸緑清園」、「訓子府町内⇄北見バスターミナル」の区間が、300 円で利用できます。(ただし、北見発⇄置戸着といった利用はできません。)

■利用の流れ

- ①「登録証明書」と「利用券」を持って、バスに乗ってください。
※「利用券」は 1 回の乗車につき 1 枚必要です。(往復の場合は 2 枚)
 - ②バスに乗るときに、入り口で「整理券」を必ず取ってください。
 - ③降りるときに「整理券」、「利用券」、「現金 300 円」を運賃箱に入れてください。
- ※料金は運賃表示額に関わらず、300 円を現金で支払います。
※普通運賃で、現金利用の場合のみ有効です。(バスカードは利用できません)
※300 円を超えた運賃は町が負担します。運賃が 300 円を超えない場合は、利用券の使用はできませんのでご注意ください。



たくさんの方の利用をお待ちしています

各サービスは、訓子府町に住所を有する方で、満 75 歳に達する月の初日から利用できます。
利用するためには、町が発行する顔写真付きの「登録証」と「利用券」が必要となりますので、町企画財政課に利用登録申請書を提出してください。(「登録証」は、各サービスで共通になりますので、どちらかのサービスを利用している方は、そのまま利用できますが、利用券の申請が必要となります。)
※満 75 歳に達する月の、前の月の 15 日から申請できます。
※利用券は、登録した月から 3 月までの月数に 5 を乗じた枚数分 (最大 60 枚) となります。(追加交付も可能です)

利用登録の流れについては、次のページ

